平成30年度

年末調整に関する研修

（一般職員向け・基礎編）

介護老人保健施設リリックケアセンター

★．研修内容　※添付：参考資料～平成30年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表

１．年末調整を行う理由
２．年末調整の対象者
３．年末調整の流れ
４．平成30年分 給与所得者の保険料控除申告書　㊞保
　　生命保険料控除
　　地震保険料控除
　　社会保険料控除/共済等掛金控除
５．平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書　㊞配

1．年末調整を行う理由

毎月の給与計算にて
算出した
見込みの所得税額

誤差調整
必要有

12月最終支給日以降に
算出した
正確な所得税額

誤差を解消する処理（年末調整）

★誤差が生じる理由

① 扶養親族に異動～その年の最後にいた人を基準とするため（1月～12月に亡くなった扶養親族含む）

② 源泉所得税額表の基準と異なる～年間賞与5ヶ月分の税率となっているため

③ 毎月の源泉徴収では控除されない～生命保険料等の所得控除、住宅借入金等の控除

2．年末調整の対象者

対象となる者

「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出した人で

①**年末まで勤務（在籍）**している人（12/31付退職者含む）

②年の途中で**死亡により退職**した人

※年の途中で就職した人は、

前職の源泉徴収票を提出もしくは、**無収入申告書**を提出した者のみ

対象とならない者

①年間給与総額が2,000万円を超える人（確定申告が必要）

②ダブルワークで他の会社に「申告書」を提出している人（乙欄適用者）

③指定した期日までに「申告書」を提出しなかった人

④年の途中で死亡以外で退職した人

3．年末調整の流れ

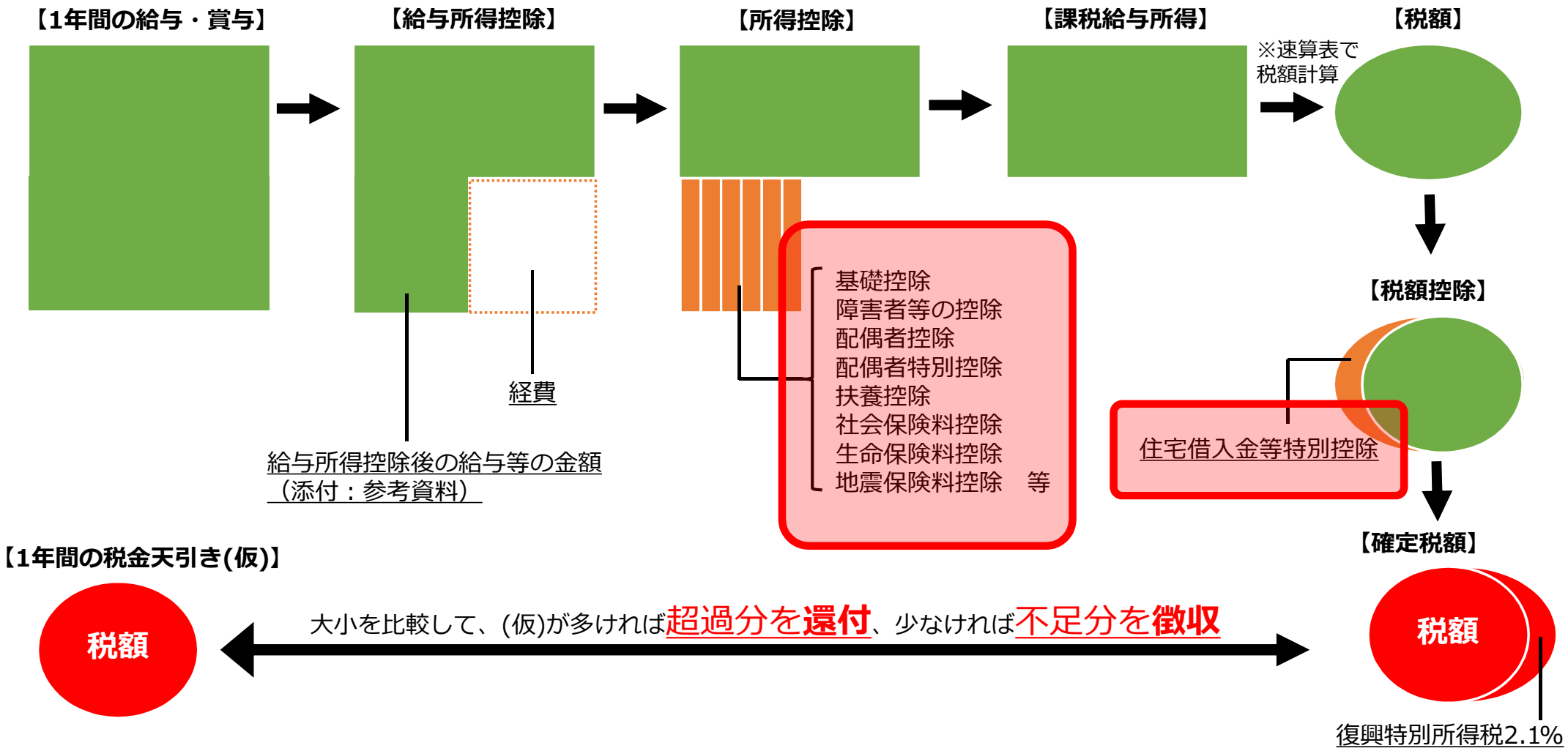
【1年間の給与・賞与】
【給与所得控除】
【所得控除】
【課税給与所得】
【税額】
※速算表で
税額計算
経費
給与所得控除後の給与等の金額
（添付：参考資料）
基礎控除
障害者等の控除
配偶者控除
配偶者特別控除
扶養控除
社会保険料控除
生命保険料控除
地震保険料控除　等
【税額控除】
住宅借入金等特別控除
【確定税額】
【1年間の税金天引き(仮)】
税額
大小を比較して、(仮)が多ければ超過分を還付、少なければ不足分を徴収
税額
復興特別所得税2.1%

4. 保 平成30年分 給与所得者の保険料控除申告書

平成30年分　給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長 税務署長	給与の支払者の名称（氏名）		（フリガナ） あなたの氏名 ㊞
	給与の支払者の法人番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者（個人を除きます。）が記載してください。	
	給与の支払者の所在地（住所）		あなたの住所又は居所

給与の支払者受付印　保

生命保険料控除

	保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人 氏名	あなたとの続柄	新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額（分配を受けた剰余金等の控除後の金額）(a)	給与の支払者の確認印
一般の生命保険料							新・旧	(a) 円	
							新・旧	(a)	
							新・旧	(a)	
							新・旧	(a)	
	(a)のうち新保険料等の金額の合計額 A 円		Aの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額		①（最高40,000円） 円		計（①＋②）	③（最高40,000円） 円	
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 B 円		Bの金額を下の計算式Ⅱ（旧保険料等用）に当てはめて計算した金額		②（最高50,000円） 円		②と③のいずれか大きい金額	㋑ 円	
介護医療保険料								(a) 円	
								(a)	
	(a)の金額の合計額 C 円						Cの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額	㋺（最高40,000円） 円	
個人年金保険料					支払開始日 ・ ・		新・旧	(a) 円	
					支払開始日 ・ ・		新・旧	(a)	
					支払開始日 ・ ・		新・旧	(a)	
	(a)のうち新保険料等の金額の合計額 D 円		Dの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額		④（最高40,000円） 円		計（④＋⑤）	⑥（最高40,000円） 円	
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 E 円		Eの金額を下の計算式Ⅱ（旧保険料等用）に当てはめて計算した金額		⑤（最高50,000円） 円		⑤と⑥のいずれか大きい金額	㋩ 円	

計算式Ⅰ（新保険料等用）※		計算式Ⅱ（旧保険料等用）※		生命保険料控除額計（㋑＋㋺＋㋩）（最高120,000円）
A,C又はDの金額	控除額の計算式	B又はEの金額	控除額の計算式	
20,000円以下	A、C又はDの全額	25,000円以下	B又はEの全額	円
20,001円から40,000円まで	A、C又はD×1/2＋10,000円	25,001円から50,000円まで	B又はE×1/2＋12,500円	
40,001円から80,000円まで	A、C又はD×1/4＋20,000円	50,001円から100,000円まで	B又はE×1/4＋25,000円	
80,001円以上	一律に40,000円	100,001円以上	一律に50,000円	

※　控除額の計算において算出した金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

地震保険料控除

保険会社等の名称	保険等の種類（目的）	保険期間	保険等の契約者の氏名	保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している者等の氏名	あなたとの続柄	地震保険料又は旧長期損害保険料分区	あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に係る金額（分配を受けた剰余金等の控除後の金額）Ⓐ	給与の支払者の確認印
						地震・旧長期	円	
						地震・旧長期		
Ⓐのうち地震保険料の金額の合計額							Ⓑ 円	
Ⓐのうち旧長期損害保険料の金額の合計額							Ⓒ 円	
地震保険料控除額	（Ⓑの金額 （最高50,000円） 円）＋（Ⓒの金額（Ⓒの金額が10,000円を超える場合は、Ⓒ×1/2+5,000円）※ （最高15,000円） 円） ＝ （最高50,000円） 円							

社会保険料控除

社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担することになっている人 氏名	あなたとの続柄	あなたが本年中に支払った保険料の金額
				円
合計（控除額）				円

小規模企業共済等掛金控除

種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	円
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
合計（控除額）	円

4. 保 平成30年分 給与所得者の保険料控除申告書

平成30年分　給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長

給与の支払者の名称（氏名）		（フリガナ）あなたの氏名	㊞
給与の支払者の法人番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者（個人を除きます。）が記載してください。		
給与の支払者の所在地（住所）		あなたの住所又は居所	

税務署長

給与の支払者受付印　保

生命保険料控除

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人 氏名	あなたとの続柄	新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額（分配を受けた剰余金等の控除後の金額）(a)	給与の支払者の確認印
一般の生命保険料						新・旧	(a) 円	
						新・旧	(a)	
						新・旧	(a)	
						新・旧	(a)	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額 A 円		Aの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額 ① 円（最高40,000円）				計（①＋②） ③ 円（最高40,000円）		
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 B 円		Bの金額を下の計算式Ⅱ（旧保険料等用）に当てはめて計算した金額 ② 円（最高50,000円）				②と③のいずれか大きい金額 ㋑ 円		
介護医療保険料							(a) 円	
							(a)	
(a)の金額の合計額 C 円						Cの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額 ㋺ 円（最高40,000円）		
個人年金保険料				支払開始日 ・ ・		新・旧	(a) 円	
				支払開始日 ・ ・		新・旧	(a)	
				支払開始日 ・ ・		新・旧	(a)	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額 D 円		Dの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額 ④ 円（最高40,000円）				計（④＋⑤） ⑥ 円（最高40,000円）		
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 E 円		Eの金額を下の計算式Ⅱ（旧保険料等用）に当てはめて計算した金額 ⑤ 円（最高50,000円）				⑤と⑥のいずれか大きい金額 ㋩ 円		

計算式Ⅰ（新保険料等用）※ A,C又はDの金額	控除額の計算式	計算式Ⅱ（旧保険料等用）※ B又はEの金額	控除額の計算式	生命保険料控除額計（㋑＋㋺＋㋩）（最高120,000円）
20,000円以下	A、C又はDの全額	25,000円以下	B又はEの全額	円
20,001円から40,000円まで	A、C又はD×1/2＋10,000円	25,001円から50,000円まで	B又はE×1/2＋12,500円	
40,001円から80,000円まで	A、C又はD×1/4＋20,000円	50,001円から100,000円まで	B又はE×1/4＋25,000円	
80,001円以上	一律に40,000円	100,001円以上	一律に50,000円	

※　控除額の計算において算出した金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

地震保険料控除

保険会社等の名称	保険等の種類（目的）	保険期間	保険等の契約者の氏名	保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している者等の氏名	あなたとの続柄	地震保険料又は旧長期損害保険料の区分	あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に係る金額（分配を受けた剰余金等の控除後の金額）Ⓐ	給与の支払者の確認印
						地震・旧長期	円	
						地震・旧長期		
Ⓐのうち地震保険料の金額の合計額							Ⓑ 円	
Ⓐのうち旧長期損害保険料の金額の合計額							Ⓒ 円	
地震保険料控除額	（Ⓑの金額 円（最高50,000円））＋（Ⓒの金額（Ⓒの金額が10,000円を超える場合は、Ⓒ×1/2+5,000円）※ 円（最高15,000円）） ＝ 円（最高50,000円）							

社会保険料控除

社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担することになっている人 氏名	あなたとの続柄	あなたが本年中に支払った保険料の金額
				円
合計（控除額）				円

小規模企業共済等掛金控除

種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	円
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
合計（控除額）	円

生命保険

地震保険

社会保険

共済掛金

4.（保） 平成30年分 給与所得者の保険料控除申告書～生命保険料控除

生命保険料控除

	保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人 氏名	保険金等の受取人 あなたとの続柄	新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額（分配を受けた剰余金等の控除後の金額）(a)	給与の支払者の確認印
一般の生命保険料	○○生命	養老	10年	瑞祥 太郎	瑞祥 花子	妻	新・旧	(a) 25,000 円	
	▼▼生命	養老	終身	瑞祥 太郎	瑞祥 太郎	本人	新・旧	(a) 80,000	
	◎◎生命	養老	10年	瑞祥 太郎	瑞祥 花子	妻	新・旧	(a) 35,000	
							新・旧	(a)	

(a)のうち新保険料等の金額の合計額	A 60,000 円	Aの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額	①	（最高40,000円） 35,000 円	計（①＋②）	③	（最高40,000円） 40,000 円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	B 80,000 円	Bの金額を下の計算式Ⅱ（旧保険料等用）に当てはめて計算した金額	②	（最高50,000円） 45,000 円	②と③のいずれか大きい金額	㋑	45,000 円

介護医療保険料	○○生命	介護	10年	瑞祥 太郎	瑞祥 太郎	本人		(a) 5,150 円	
								(a)	
(a)の金額の合計額	C 5,150 円					Cの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額	㋺	（最高40,000円） 5,150 円	

個人年金保険料	■■生命	年金	20年	瑞祥 太郎	瑞祥 太郎 支払開始日 H39・4・1	本人	新・旧	(a) 96,000 円	
					支払開始日 ・ ・		新・旧	(a)	
					支払開始日 ・ ・		新・旧	(a)	

(a)のうち新保険料等の金額の合計額	D 0 円	Dの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額	④	（最高40,000円） 0 円	計（④＋⑤）	⑥	（最高40,000円） 40,000 円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	E 96,000 円	Eの金額を下の計算式Ⅱ（旧保険料等用）に当てはめて計算した金額	⑤	（最高50,000円） 49,000 円	⑤と⑥のいずれか大きい金額	㋩	49,000 円

計算式Ⅰ（新保険料等用）※		計算式Ⅱ（旧保険料等用）※		生命保険料控除額
A,C又はDの金額	控除額の計算式	B又はEの金額	控除額の計算式	計（㋑＋㋺＋㋩）（最高120,000円）
20,000円以下	A、C又はDの全額	25,000円以下	B又はEの全額	99,150 円
20,001円から40,000円まで	A、C又はD×1/2＋10,000円	25,001円から50,000円まで	B又はE×1/2＋12,500円	
40,001円から80,000円まで	A、C又はD×1/4＋20,000円	50,001円から100,000円まで	B又はE×1/4＋25,000円	
80,001円以上	一律に40,000円	100,001円以上	一律に50,000円	

4.（保） 平成30年分 給与所得者の保険料控除申告書～地震保険料控除

地震保険料控除

保険会社等の名称	保険等の種類（目的）	保険期間	保険等の契約者の氏名	保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している者等の氏名	あなたとの続柄	地震保険料又は旧長期損害保険料区分	あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に係る金額（分配を受けた剰余金等の控除後の金額）Ⓐ	給与の支払者の確認印
○○火災	地震	8	瑞祥　太郎	瑞祥　太郎	本人	地震・旧長期	36,000 円	
○○火災	火災	15	瑞祥　太郎	瑞祥　太郎	本人	地震・旧長期	12,000	

Ⓐのうち地震保険料の金額の合計額	Ⓑ 36,000 円
Ⓐのうち旧長期損害保険料の金額の合計額	Ⓒ 12,000 円

地震保険料控除額

（Ⓑの金額 （最高50,000円） 36,000 円）＋（Ⓒの金額（Ⓒの金額が10,000円を超える場合は、Ⓒ × 1/2+5,000 円）※ （最高15,000円） 11,000 円）

＝ （最高50,000円） 47,000 円

4.(保) 平成30年分 給与所得者の保険料控除申告書～社会保険料控除/共済等掛金控除

社会保険料控除	社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担することになっている人		あなたが本年中に支払った保険料の金額
			氏名	あなたとの続柄	
	国民年金	日本年金機構	瑞祥　小太郎	子	192,600 円
	合計（控除額）				192,600 円

小規模企業共済等掛金控除	種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
	独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	円
	確定拠出年金法に規定する**企業型**年金加入者掛金	
	確定拠出年金法に規定する**個人型**年金加入者掛金	840,000
	心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
	合計（控除額）	840,000 円

※**社会保険料**及び**掛金全額**が控除額

5. 配 平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

平成30年分　給与所得者の配偶者控除等申告書

配

給与の支払者受付印

所轄税務署長	給与の支払者の名称（氏名）		（フリガナ）あなたの氏名	
	給与の支払者の法人番号	※ この申告書の提出を受けた給与の支払者（個人は除きます。）が記載してください。		印
税務署長	給与の支払者の所在地（住所）		あなたの住所又は居所	

◎ あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合又は配偶者の合計所得金額の見積額が123万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができません。
◎ 合計所得金額の見積額の計算に当たっては、下表「合計所得金額の見積額の計算表」をご利用ください。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額	*1 円	判定	□ 900万円以下（A）	□ 900万円超950万円以下（B）	□ 950万円超1,000万円以下（C）	区分Ⅰ（左のA～Cを記載）

配偶者	（フリガナ）氏名	個人番号	生年月日 明・大 昭・平 年 月 日			
		あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	老人控除対象配偶者（昭24.1.1以前生）	非居住者である配偶者	生計を一にする事実	

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額	*2 円		区分Ⅱ（左の①～④を記載）
判定	□ 38万円以下かつ年齢70歳以上（昭24.1.1以前生）	①	
	□ 38万円以下かつ年齢70歳未満	②	
	□ 38万円超85万円以下	③	
	□ 85万円超123万円以下	④	

合計所得金額の見積額の計算表

あなたの合計所得金額（見積額）	所得の種類		収入金額等ⓐ	必要経費等ⓑ	所得金額（ⓐ－ⓑ）
	給与所得	(1)	円		（注） 円
	事業所得	(2)			
	雑所得	(3)			
	配当所得	(4)			
	不動産所得	(5)			
	退職所得	(6)		（退職所得控除額）	（ⓐ－ⓑ）×1/2又は（ⓐ－ⓑ）
	(1)～(6)以外の所得	(7)		（うち特別控除額 円）	（一時所得又は長期譲渡所得は1/2）
	(1)～(7)の合計額				

⇒ 上記の＊1欄に転記してください。

配偶者の合計所得金額（見積額）	所得の種類		収入金額等ⓐ	必要経費等ⓑ	所得金額（ⓐ－ⓑ）
	給与所得	(1)	円		（注） 円
	事業所得	(2)			
	雑所得	(3)			
	配当所得	(4)			
	不動産所得	(5)			
	退職所得	(6)		（退職所得控除額）	（ⓐ－ⓑ）×1/2又は（ⓐ－ⓑ）
	(1)～(6)以外の所得	(7)		（うち特別控除額 円）	（一時所得又は長期譲渡所得は1/2）
	(1)～(7)の合計額				

⇒ 上記の＊2欄に転記してください。

（注） 給与所得の「所得金額」の計算に当たっては、裏面の「3　所得の区分」の【①給与所得】を参考にしてください。

控除額の計算

		区分Ⅱ ①	②	③	④（＊2の見積額を参照してください。） 85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
区分Ⅰ	A	480,000円	380,000円	380,000円	360,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円
	B	320,000円	260,000円	260,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円
	C	160,000円	130,000円	130,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円
摘要		配偶者控除			配偶者特別控除							

配偶者控除の額
円
配偶者特別控除の額
円

※ 「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」については、左の表を参考に記載してください。

5.（配） 平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

※該当する配偶者がいない場合も、いないことを証明するため職員の氏名住所を記入して提出すること

※給与の支払いを受ける人が**控除対象配偶者**もしくは**配偶者特別控除の対象者**を有する場合に適用

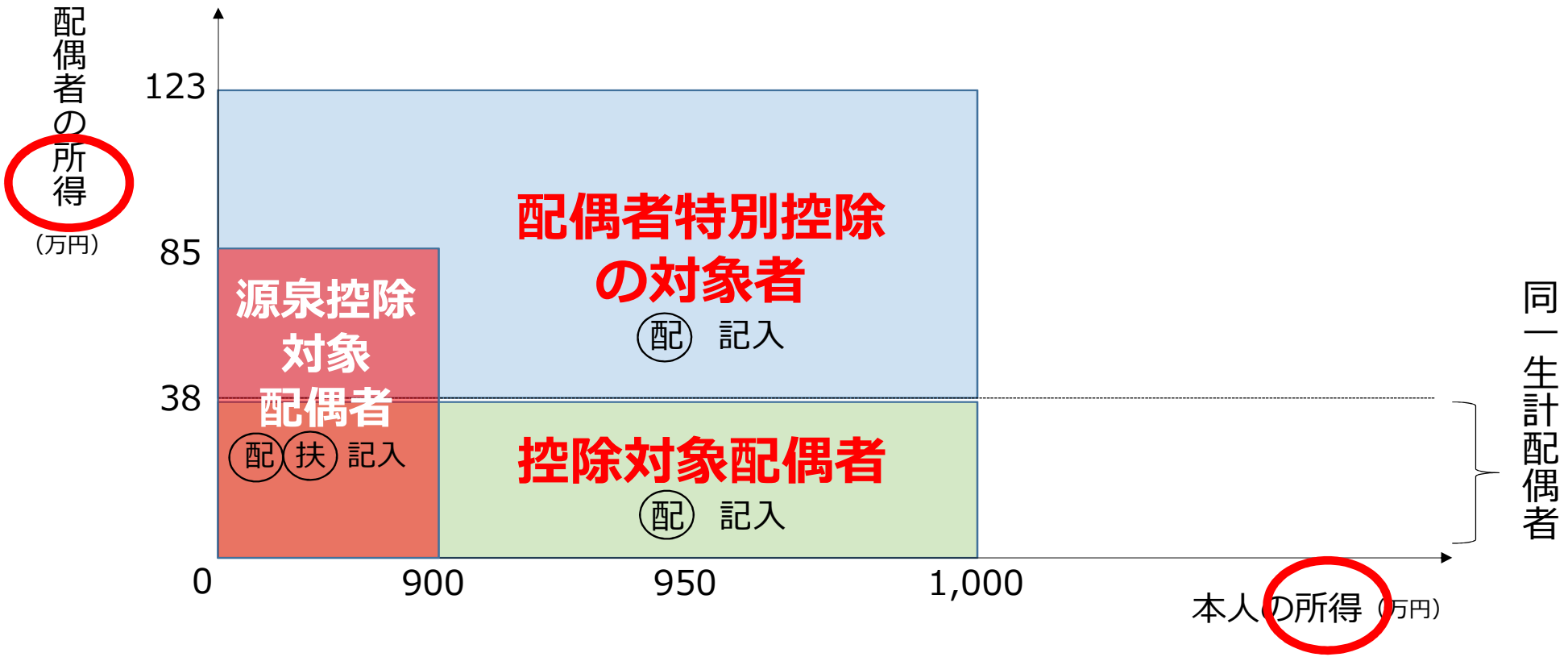

5.（配） 平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

収入 ≠ 所得

年間収入 － **給与所得控除** ＝ 年間所得

※給与所得者の経費にあたるもの

↓

添付：参考資料の「**年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表**」から算出

5. 配 平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

あなたの本年中の合計所得金額の見積額	*1	4,420,000 円	判定	☑ 900万円以下（A）	☐ 900万円超950万円以下（B）	☐ 950万円超1,000万円以下（C）	区分Ⅰ	A（左のA～Cを記載）

配偶者	（フリガナ）氏名	個人番号	生年月日	配偶者の本年中の合計所得金額の見積額	*2	988,800 円	区分Ⅱ	④（左の①～④を記載）
	ｽﾞｲｼｮｳ ﾊﾅｺ 瑞祥 花子	マイナンバーは記入しない！	明・大 昭 平 50年 11月 4日	判定	☐ 38万円以下かつ年齢70歳以上（昭24.1.1以前生）	①		
		あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	老人控除対象配偶者（昭24.1.1以前生） / 非居住者である配偶者 / 生計を一にする事実		☐ 38万円以下かつ年齢70歳未満	②		
					☐ 38万円超85万円以下	③		
					☑ 85万円超123万円以下	④		

合計所得金額の見積額の計算表

あなたの合計所得金額（見積額）	所得の種類		収入金額等ⓐ	必要経費等ⓑ	所得金額（ⓐ－ⓑ）
	給与所得	(1)	6,200,000 円		(注) 4,420,000 円
	事業所得	(2)			
	雑所得	(3)			
	配当所得	(4)			
	不動産所得	(5)			
	退職所得	(6)		(退職所得控除額)	(ⓐ−ⓑ)×1/2又は(ⓐ−ⓑ)
	(1)～(6)以外の所得	(7)		(うち特別控除額 円)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)
	(1)～(7)の合計額				4,420,000

添付：参考資料から算出

⇒ 上記の＊1欄に転記してください。

配偶者の合計所得金額（見積額）	所得の種類		収入金額等ⓐ	必要経費等ⓑ	所得金額（ⓐ－ⓑ）
	給与所得	(1)	1,650,000 円		(注) 988,800 円
	事業所得	(2)			
	雑所得	(3)			
	配当所得	(4)			
	不動産所得	(5)			
	退職所得	(6)		(退職所得控除額)	(ⓐ−ⓑ)×1/2又は(ⓐ−ⓑ)
	(1)～(6)以外の所得	(7)		(うち特別控除額 円)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)
	(1)～(7)の合計額				988,800

添付：参考資料から算出

⇒ 上記の＊2欄に転記してください。

（注）給与所得の「所得金額」の計算に当たっては、裏面の「3 所得の区分」の【①給与所得】を参考にしてください。

控除額の計算

		区分Ⅱ ①	②	③	④（＊2の見積額を参照してください。）85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
区分Ⅰ	A	480,000円	380,000円	380,000円	360,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円
	B	320,000円	260,000円	260,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円
	C	160,000円	130,000円	130,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円
摘要		配偶者控除			配偶者特別控除							

配偶者控除の額
0 円
配偶者特別控除の額
260,000 円

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」については、左の表を参考に記載してください。

申告書記入時の

注意事項

平成30年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等 長尾 税務署長 市区町村長	給与の支払者の名称（氏名）	社会福祉法人　瑞祥会	（フリガナ） あなたの氏名	印	あなたの生年月日　明・大 昭・平　年　月　日
	給与の支払者の法人（個人）番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。 2 4 7 0 0 0 5 0 0 4 5 5 9	あなたの個人番号	マイナンバーは記入しない	世帯主の氏名 あなたとの続柄　本人から見た続柄
	給与の支払者の所在地（住所）	香川県東かがわ市湊1183-5	あなたの住所又は居所	住民票がある住所を記載	配偶者の有無　有・無

従たる給与についての扶養控除等申告書の提出（提出している場合には、○印を付けてください。）

扶　給与の支払者受付印

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

主たる給与から控除を受ける

区分等	（フリガナ）氏名	個人番号 あなたとの続柄	生年月日	老人扶養親族（昭24.1.1以前生） 特定扶養親族（平8.1.2生～平12.1.1生）	平成30年中の所得の見積額 非居住者である親族	生計を一にする事実	住所又は居所	異動月日及び事由（平成30年中に異動があった場合に記載してください（以下同じ。））
A 源泉控除対象配偶者（注1）			明・大 昭・平 ・・			円		
B 控除対象扶養親族（16歳以上）（平15.1.1以前生） 1			明・大 昭・平 ・・	□ 同居老親等 □ その他 □ 特定扶養親族		円		
2			明・大 昭・平 ・・	□ 同居老親等 □ その他 □ 特定扶養親族		円		
3			明・大 昭・平 ・・	□ 同居老親等 □ その他 □ 特定扶養親族		円		
4			明・大 昭・平 ・・	□ 同居老親等 □ その他 □ 特定扶養親族		円		

①印刷されている内容に変更があれば二重線で消してください。
二重線で消した場合は、右端の欄に、理由と日付を記入してください。

②変更がなければ、そのままでかまいません。

③変更・追加があれば赤で記入してください。

C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	該当者	本人	同一生計配偶者（注2）	扶養親族	左記の内容	異動月日及び事由
□ 障害者 一般の障害者				（　人）	□ 寡婦 □ 特別の寡婦	
特別障害者				（　人）	□ 寡夫	
同居特別障害者				（　人）	□ 勤労学生	

①印刷されている内容に変更がないか確認。

②変更があれば二重線で消し、追加があれば赤で記入してください。

左欄にチェック等記入がある場合は、内容を記載。
（例）離婚・死別・障害等級・子供の名前・年齢等

（注）1　源泉控除対象配偶者とは、所得者（平成30年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、平成30年中の所得の見積額が85万円以下の人をいいます。
2　同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、平成30年中の所得の見積額が38万円以下の人をいいます。

D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者 氏名	あなたとの続柄	住所又は居所	異動月日及び事由
			明・大 昭・平 ・・					
			明・大 昭・平 ・・					

○住民税に関する事項

16歳未満の扶養親族（平15.1.2以後生）	（フリガナ）氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国外扶養親族	平成30年中の所得の見積額	異動月日及び事由
1				平			円	
2				平			円	
3				平 ・・			円	

①平成15年1月2日以降に生まれた扶養親族がいる場合は必ず記入。

②こども手当支給の参考資料になります。

◎「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の３の２第１項及び第２項並びに第317条の３の２第１項及び第２項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

◎この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
◎この申告書は、源泉控除対象配偶者　障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
◎この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。

個人番号については、給与支払者に提供済みの個人番号と相違ないため、記載を省略します。

本人確認欄　印

給与支払者確認欄

※配偶者がいない人も氏名・住所・印を記入して提出すること

平成30年分　給与所得者の配偶者控除等申告書

配

給与の支払者受付印

所轄税務署長 長尾 税務署長	給与の支払者の名称（氏名）	社会福祉法人瑞祥会	（フリガナ）あなたの氏名
	給与の支払者の法人番号	※ この申告書の提出を受けた給与の支払者（個人は除きます。）が記載してください。 2 4 7 0 0 0 5 0 0 4 5 5 9	印
	給与の支払者の所在地（住所）	香川県東かがわ市湊１１８３番地５	あなたの住所又は居所 **住民票がある住所を記載**

◎ あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合又は配偶者の合計所得金額の見積額が123万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができません。
◎ 合計所得金額の見積額の計算に当たっては、下表「合計所得金額の見積額の計算表」をご利用ください。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額	*1 円	判定	□ 900万円以下（A）	□ 900万円超950万円以下（B）	□ 950万円超1,000万円以下（C）	区分Ⅰ	（左のA～Cを記載）

配偶者	（フリガナ）氏名	個人番号	生年月日 明・大 昭・平 年 月 日
		あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	老人控除対象配偶者（昭24.1.1以前生） / 非居住者である配偶者 / 生計を一にする事実

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額	*2 円		区分Ⅱ	（左の①～④を記載）
判定	□ 38万円以下かつ年齢70歳以上（昭24.1.1以前生）	①		
	□ 38万円以下かつ年齢70歳未満	②		
	□ 38万円超85万円以下	③		
	□ 85万円超123万円以下	④		

合計所得金額の見積額の計算表

あなたの合計所得金額（見積額）	所得の種類		収入金額等ⓐ	必要経費等ⓑ	所得金額（ⓐ－ⓑ）
	給与所得	(1)	円		（注） 円
	事業所得	(2)			
	雑所得	(3)			
	配当所得	(4)			
	不動産所得	(5)			
	退職所得	(6)		（退職所得控除額）	（ⓐ－ⓑ）×1/2又は（ⓐ－ⓑ）
	(1)～(6)以外の所得	(7)		（うち特別控除額 円）	（一時所得又は長期譲渡所得は1/2）
	(1)～(7)の合計額				

⇒ 上記の＊1欄に転記してください。

配偶者の合計所得金額（見積額）	所得の種類		収入金額等ⓐ	必要経費等ⓑ	所得金額（ⓐ－ⓑ）
	給与所得	(1)	円		（注） 円
	事業所得	(2)			
	雑所得	(3)			
	配当所得	(4)			
	不動産所得	(5)			
	退職所得	(6)		（退職所得控除額）	（ⓐ－ⓑ）×1/2又は（ⓐ－ⓑ）
	(1)～(6)以外の所得	(7)		（うち特別控除額 円）	（一時所得又は長期譲渡所得は1/2）
	(1)～(7)の合計額				

⇒ 上記の＊2欄に転記してください。

（注）給与所得の「所得金額」の計算に当たっては、裏面の「3　所得の区分」の【①給与所得】を参考にしてください。

控除額の計算

		区分Ⅱ ①	②	③	④（＊2の見積額を参照してください。） 85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
区分Ⅰ	A	480,000円	380,000円	380,000円	360,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円
	B	320,000円	260,000円	260,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円
	C	160,000円	130,000円	130,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円
摘要		配偶者控除			配偶者特別控除							

配偶者控除の額
円
配偶者特別控除の額
円

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」については、左の表を参考に記載してください。

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

個人番号については、給与支払者に提供済みの個人番号と相違ないため、記載を省略します。

支払者確認	本人確認
	印

※書き方がわからない場合は記入せず、証書と一緒に小川まで持ってきてくれたら、説明します。証書はクリップで留めてください。ホチキスは厳禁！

平成30年分　給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長 長尾 税務署長	給与の支払者の名称（氏名）	社会福祉法人瑞祥会 ※この申告書の提出を受けた給与の支払者（個人を除きます。）が記載してください。	（フリガナ） あなたの氏名	印
	給与の支払者の法人番号	2 4 7 0 0 0 5 0 0 4 5 5 9	あなたの住所又は居所	**住民票がある住所を記載**
	給与の支払者の所在地（住所）	香川県東かがわ市湊１１８３番地５		

給与の支払者受付印　保

生命保険料控除

	保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人 氏名	保険金等の受取人 あなたとの続柄	新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額（分配を受けた剰余金等の控除後の金額） (a)	給与の支払者の確認印
一般の生命保険料							新・旧	(a) 円	
							新・旧	(a)	
							新・旧	(a)	
							新・旧	(a)	

(a)のうち新保険料等の金額の合計額	A 円	Aの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額	①（最高40,000円） 円	計（①＋②）	③（最高40,000円） 円	
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	B 円	Bの金額を下の計算式Ⅱ（旧保険料等用）に当てはめて計算した金額	②（最高50,000円） 円	②と③のいずれか大きい金額	㋑ 円	

介護医療保険料							(a) 円	
							(a)	
(a)の金額の合計額	C 円				Cの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額	㋺（最高40,000円） 円		

個人年金保険料					支払開始日 ・ ・		新・旧	(a) 円
					支払開始日 ・ ・		新・旧	(a)
					支払開始日 ・ ・		新・旧	(a)

(a)のうち新保険料等の金額の合計額	D 円	Dの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額	④（最高40,000円） 円	計（④＋⑤）	⑥（最高40,000円） 円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	E 円	Eの金額を下の計算式Ⅱ（旧保険料等用）に当てはめて計算した金額	⑤（最高50,000円） 円	⑤と⑥のいずれか大きい金額	㋩ 円

計算式Ⅰ（新保険料等用）※		計算式Ⅱ（旧保険料等用）※		生命保険料控除額
A,C又はDの金額	控除額の計算式	B又はEの金額	控除額の計算式	計（㋑＋㋺＋㋩）（最高120,000円）
20,000円以下	A、C又はDの全額	25,000円以下	B又はEの全額	円
20,001円から40,000円まで	A、C又はD×1/2＋10,000円	25,001円から50,000円まで	B又はE×1/2＋12,500円	
40,001円から80,000円まで	A、C又はD×1/4＋20,000円	50,001円から100,000円まで	B又はE×1/4＋25,000円	
80,001円以上	一律に40,000円	100,001円以上	一律に50,000円	

※　控除額の計算において算出した金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

地震保険料控除

保険会社等の名称	保険等の種類（目的）	保険期間	保険等の契約者の氏名 / 保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している者等の氏名	あなたとの続柄	地震保険料又は旧長期損害保険料区分	あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に係る金額（分配を受けた剰余金等の控除後の金額） Ⓐ	給与の支払者の確認印
					地震・旧長期	円	
					地震・旧長期		

Ⓐのうち地震保険料の金額の合計額	Ⓑ 円
Ⓐのうち旧長期損害保険料の金額の合計額	Ⓒ 円
地震保険料控除額	（Ⓑの金額 円（最高50,000円））＋（Ⓒの金額（Ⓒの金額が10,000円を超える場合は、Ⓒ × 1/2+5,000 円）※ 円（最高15,000円））＝ 円（最高50,000円）

社会保険料控除

社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担することになっている人 氏名	あなたとの続柄	あなたが本年中に支払った保険料の金額
				円
合計（控除額）				円

小規模企業共済等掛金控除

種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	円
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
合計（控除額）	円

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。